

児童扶養手当

特別児童扶養手当

健康福祉課子育て支援室
高齢・障害係
☎ (25) 11184

高齢・
障害係

☎ (25) 11184

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていらない児童を育成している家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる

3月31日までの間にある児童

監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育している人です。

①父母が婚姻を解消した児童

②父または母が死亡した児童（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童

③父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童

④父または母の生死が明らかでない児童

⑤父または母から引き続き1

受給できないかた

次のような場合は、手当は受けることができません。
児童が・・・

支給額（10月現在）

支給区分	児童1人の場合
全部支給	月額 41,140円
一部支給	月額 41,130円～9,710円

※児童が2人の場合は上記金額に5,000円加算され、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

父・母または養育者が・・・

①日本国内に住所がないとき
②公的年金を受けることができるとき（国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く）

⑥父または母の配偶者（内縁関係含む）に養育されているとき（父または母が障がいのある場合を除く）
⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑤児童福祉施設に入所しているときまたは里親に委託されているとき

（原則11日）に前月までの4か月分が口座振込で支払われます。

手続きに必要なもの（新規認定請求）

・新規認定請求書
・請求者と対象児童の戸籍謄本
・請求者と対象児童の戸籍謄本

・請求者と対象児童の戸籍謄本
・請求者と対象児童の戸籍謄本
・印鑑、預金通帳の写し、年金手帳の写し
・所得証明書（鳥羽市にその年1月1日に住所がなった場合に提出）
・その他、受給資格の種類に応じて追加していくだけ書類があります。

くわしくは健康福祉課子育て支援室へ問い合わせてください。

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当制度とは、政令で定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

在宅で精神、身体または知的の障がいのある20歳未満の児童を療育している父母または養育者（身体1～3級、療

支払時期

それぞれ4月、8月、12月

育A～B1程度または診断書による自閉症や広汎性発達障害など）

・児童が施設に入所しているとき
・児童が障がいを理由とする公的年金を受給しているとき
・児童が施設に入所しているとき
・児童が障がいを理由とする公的年金を受給しているとき

支給額（10月現在）

区分	児童1人の場合
1級	月額 50,050円
2級	月額 33,330円

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

手続きに必要なもの（新規認定請求）

・新規認定請求書
・請求者と対象児童の戸籍謄本
・印鑑、通帳の写しまたは口座申出書
・診断書または身体障害者手帳、療育手帳（内容によっては診断書も必要となります）
くわしくは、健康福祉課高齢・障害係へ問い合わせてください。